

## 被害者の安全を確保するための取組について

### 1 身体的安全確保のための取組

#### (1) アメリカにおける取組について

##### ア 児童虐待の報告義務について

ペンシルベニア州チェスター郡において、児童虐待を担当しているのは、チルドレン・ユース・ファミリー（CYF）という郡の機関である。

チェスター郡では、子供と接する専門職に従事している者（学校の教師、保母、医師、看護師など）には、虐待の事実を知った場合には、それを報告することが州法で義務づけられており、虐待が疑われる場合でも報告しなければならない。

報告を怠ると処罰の対象になり、虐待の事実を知らずながら報告せず、その結果、子供が重傷を負ったり、死亡するような重大な結果が生じた場合は、報告義務違反で逮捕されることもありうる。<sup>1</sup>単純な報告ミスであっても、90日の禁固、それに加えて（あるいは禁固の代わりに）300ドル（約35千円）までの罰金が、重大な結果をもたらした場合は、1年以下の禁固、それに加えて（あるいは禁固の代わりに）2、500ドル（約295千円）の罰金が科せられる。<sup>2</sup>

##### イ 関係機関・団体の連携状況について

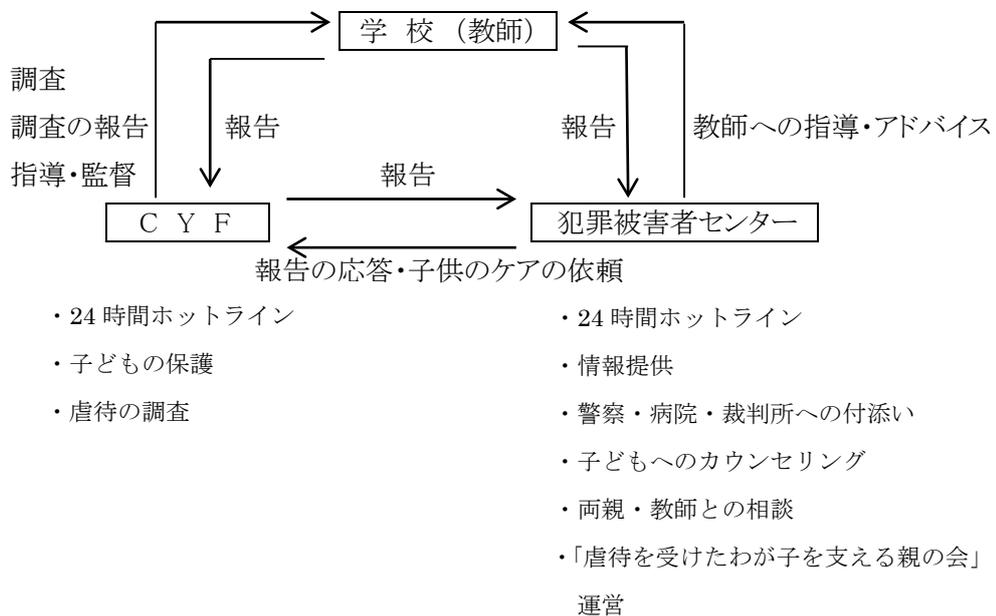
教師などがCYFに虐待の疑いを報告すると、CYFは警察に報告し、警察は24時間以内に捜査を開始して、30日以内に最終的な結論を出さなくてはならないとされている。捜査は、医師による診察、周囲への聞き込み、子供本人へのインタビューなどによって行われる。

CYF、犯罪被害者センター、学校の関係は、ケースによって複雑な動きをみせるが、おおよそ下図に示したとおりである。

---

<sup>1</sup> 日本にも、要保護児童発見者による通告の義務規定があり（児童福祉法25条）、通告者はすべての国民となっているが、これは児童の健全育成を見守る一種の共同責任の色が濃く、違反者への罰則は設けられていない。

<sup>2</sup> Mandated Reporters Help prevent Child Abuse: Professionals Who Work with Children、October 1995、Commonwealth of Pennsylvania Department of Public Welfare Childline and Abuse Registry.



#### ウ 捜査後の対応について

捜査の結果、虐待があったと結論づけられた場合、CYFはこれ以上虐待が起こらないよう、虐待している加害者から子供を切り離す。

加害者が、両親などの同居家族や血縁である場合は、裁判所の「退去命令 (protection from abuse order)」により対応することになる。この命令を裁判所が発するに当たっては、ペンシルベニア州の場合は、法廷に書類を提出するだけでなく、証拠や尋問等の手続も必要になるが、命令自体は即日、翌日など相当早く出されると聞いている。3カ月や6カ月といった期間が定められて出されるが、それを更新していくこともできる。

本命令が出された場合、加害者が被害者の家から出ていくことになる。子供の方を施設に預けた場合、「自分が悪い子だから家から放りだされたのだ」と自分を責めてしまうことが多く、被害者支援センターのスタッフも加害者のほうが出ていくことがベストであると言い切っている。

なお、本命令は、DVではなく児童虐待を対象にしたものであるが、DVと児童虐待が一緒に起きていることも珍しくないため、加害者を切り離すことで、同時に保護することができる。

#### エ DV事案の発見について

ペンシルベニア州では、DV事案を発見するため、医師による問診が義務付けられている。救急で来院した際の問診票には、「この外傷、傷はDVによるものですか」という質問項目が必ず加えられており、個室で被害者

にイエスカノーで記入してもらうことになる。

DVの被害者は、自らDVであることを申告しにくだけでなく、口止めされている場合もあるため、夫を排除した場所で、問診票に記載させることとなっている。DVであることが明らかになると、通報義務がある医師は、警察、DVセンター、関係機関に連絡するなど、被害者の安全確保を図る制度が構築されている。

なお、退去命令に加えて、再被害を防止するための取組として、ストーカー及びDVに関しても、比較的早く加害者の身柄を拘束することが挙げられる。例えば、DV事案で、被害者が顔を殴られてあざがある場合には、すぐに加害者は傷害罪で逮捕される。これは、加害者の身柄を拘束することによって被害者の安全を図るという側面が強いと思われる。また、例えばDVの場合だと、カウンセリングを受けることなどが加害者の釈放条件とされていたり、裁判において処分を決める際にも、刑務所に収監される代わりにそのような条件がつく場合があり、これらも再被害の防止に資する取組であると思われる。

#### オ 電子監視について

ペンシルベニア州においては、電子監視は、少年院送致に代わる処分として使われることが主であり、その他、少年院から少年を退院させる際に、施設内処遇の代わりに使われることがある。DV・ストーカー事案に対する適用は承知していない。

#### カ 民間シェルターの活用について

チェスター郡の被害者センターにおいて、民間シェルターへの紹介、入所手続を手配している。州や地域によって、シェルターの数に差があると思われるが、アメリカでは民間シェルターの活用は一般的である。民間シェルターの母体は様々であるが、行政が助成を行っていたり、教会がボランティア活動として行っているところもあり、基本的には無料で利用できる。

ただし、日本も同様かもしれないが、民間シェルターを活用する場合は、どうしても集団生活になることもあり、プライバシーを保ちたい被害者や、1人で落ち着きたい被害者には、ホテルをとりあえず確保することがある。緊急の場合は、例えば、被害者が病院で手当を受けた帰りに、被害者センターにおいて、ホテルを手配するなどして、宿泊場所を確保することもある(ただし、被害者が宿泊代を負担することになる。)

#### キ 加害者が刑務所から脱走した場合について

DVやストーカー事案だけではないが、拘置所、刑務所等から加害者が脱走したときには、施設長から被害者に対して、直接、緊急の連絡を行うことが強く義務付けられている。

## (2) イギリスにおける取組について

### ア ストーカー関係の法律について

(ア) ハラスメント防止法 (The Protection from Harassment Act 1997)  
ストーカーは、ハラスメント (harassment) の一つとされており、1997年 (平成9年) 6月16日施行のハラスメント防止法 (The Protection from Harassment Act 1997) により処罰される。2013年度 (平成25年度) は、10,535件の訴追がなされており、これは前年度と比較して20%の増加である。

2回以上他人にハラスメントをしたときは、6ヶ月以下の拘禁刑が科される。裁判所によって、禁止命令 (restraining order) が発せられた場合は、対象者は2年間被害者に連絡を取ることができず、禁止命令に違反したときは、5年以下の拘禁刑が科されることとされている。

なお、被害者がハラスメントの結果、精神的・身体的被害を受けたときには、無形的方法による傷害として、刑法上の犯罪になることがある。

(裁判事例) R. v. Constanza [1997] 2 Cr. App.R. 492.

被害者に4月の間に800通を超える手紙を送り続け、被害者を精神的に障害した。控訴裁判所において、無形的方法による傷害罪 (1861年人の身体に対する罪47条違反) が適用された。

### (イ) ストーカーキングに関する立法について

2012年 (平成24年) 自由保護法 (The Protection of Freedom Act 2012) 111条により、以下の2つの行為が新たな犯罪として創設された。(1997年 (平成9年) ハラスメント防止法に導入された。)

#### ① ストーカーキングに当たる一連の行為を含むハラスメント (1997年法2条A第1項として追加)

これまでもストーカーキング行為は処罰されていたが、付きまといに連続性がある場合において、ハラスメント自体を新しい犯罪として処罰できるようにした。

② 暴力行為の威嚇を含むストーキング（４条A 1 項 bi）、重大な警告・苦痛を与えるストーキング（４条A 1 項 bii）の２つの方法で遂行される行為（１９９７年法４条１項として追加）

従前は、暴力行為の威嚇（４条A 1 項 bi）、重大な警告・苦痛を与える行為（４条A 1 項 bii）をそれぞれ犯罪として捉えていたが、これらが組み合わさった２つの方法により行われたストーキングを新たな犯罪として処罰できるようにした。

#### イ ドメスティック・バイオレンス（DV）について

DVは、女性に対するものだけでなく、男性に対するものもあり、全事例の４０％以上を占めている。

#### （ア）ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する法律について

イギリスでは、DVに関する法律として、２００４年DV、犯罪及び被害者法（The Domestic Violence, Crime and Victim Act 2004）がある。これは、民法の親族法の改正も含まれており、犯罪に特化しているわけではないが、日本の犯罪被害者等基本法に近いものがある。

２０１２年（平成２４年）に修正法（The Domestic Violence, Crime and Victims (Amendment) Act 2012）が成立している。

２００４年法５条では、児童・要支援成人の死亡を惹起する行為を犯罪化しており、被害者が違法行為で死亡し、被害者と密な関係にあった親族にのみ適用される。<sup>3</sup>

当該親族が、被害者の死亡を惹起したか、被害者を保護する相当な手段をとらなかった場合に適用され、かつ被害者が重大な身体上の危険にさらされていることが要件として必要となる。

#### （イ）警察におけるDV対策について

警察には、被害者・児童をさらなる虐待から保護する義務があり、DVを他の形態の暴力と同様に重大なものとして対応する必要性が認識されている。

具体的には、前述の２０１２年（平成２４年）の自由保護法（The Protection of Freedom Act 2012）によって、暴力行為・脅迫行為についてもストーカーとして取り締まることになったように、DVにつ

---

<sup>3</sup> 要支援成人（Vulnerable and Intimidated）とは、知的障害のように、傷つけやすい、虐待されやすい者を対象にしているとのこと。

いても同様に重大なものとして対応しており、逮捕権限を行使している。DVは、被害者と加害者の和解になじまない性質のものとのことである。

また、詳細は把握していないものの、DVにより夫婦が別居した場合に、被害者との一定の距離を保っていることをモニタリングするようなシステムを確立する必要があるとのことで、そのような対応をとっているとのことである。

警察の対策は通達(※)により実施されており、DV被害者の保護、一時避難場所の提供、支援団体・関係機関と密接な連携、刑事訴追においては検察と協力関係を築いている。

また、現在、全国の警察署に、DV専門官(Domestic Violence Officer)が配置されている。

※2004年(平成16年)DV捜査規範を設定

なお、現行法下の警察の権限は、2006年(平成18年)施行の重大組織犯罪及び警察法(The Serious Organised Crime and Police Act 2005)が根拠となっており、逮捕権限をシンプルなものにするため、「必要性(necessity)」の要件が満たされれば、DV事案への介入が可能とされている。

### (3) ドイツにおける取組について

改善保安処分(Maßregel der Besserung und Sicherung)における行状観察(Führungsaufsicht)の一環として、電子監視(足環)による監視が行われている<sup>4</sup>。

ただし、足環をつけてもその者が立ち寄った先や、外したか否かを捕捉できるだけであり、再犯を行うことは可能であるため、間接的な再被害の防止効果しか生じていない。

なお、一般的なドイツの学者は、基本的には、国家権力からの被疑者、被告人の保護を重要視しており、電子監視は好ましくないと考えている。

## 2 被害者情報を守るための取組

### (1) アメリカにおける被害者情報について

加害者らに被害者の情報が知られないようにする取組は、正直なところ把握していない。制度は把握していないものの、現場の感覚としては、速やかに加害者に知られている場所から立ち退くため、被害者は、日本よりも早

---

<sup>4</sup> § 68 b Abs 1 Alt. 1- 4 StGB.

く引越を行っている。また、前述の命令が出された場合には、加害者は例え被害者の住居が分かっていたとしても、被害者に近づくことが禁止されているため、それにより被害者は保護されているとアメリカでは考えていると思われる。

また、アメリカは、戸籍のようなものではなく、社会保障番号（ソーシャルセキュリティナンバー）は、原則は個人管理であるため、行政の側から加害者に情報が漏れることはないと思われる。

なお、最近では子供が証言する場合には閉じられた法廷で審理されるようになったものの、アメリカでは公開裁判の原則が固持されており、日本のビデオリンク等の制度はなく、性犯罪の被害者であっても名前を呼ばれてから証言台で応答することになる。このため、被害者の精神的ケアや付添が充実してきたと言える。

## (2) イギリスにおける被害者情報について

イギリスの裁判所では、被害者が証人として出廷する際には、ビデオリンク方式等が採用されているが、この他に被害者の情報を守るため、以下の取組がなされている。なお、行政機関の情報保護については、情報保護法（The Data Protection Act 2013）により行われている。

### ア 少年司法及び刑事証拠法（The Youth Justice and Criminal Evidence Act 1999）第25条

児童もしくは知的障害者等が性犯罪に関わり証人となる場合、または証人が威嚇されているとみなされる場合、裁判所は、証人尋問時にいかなる法廷の様子も認めないことができる。

### イ 性犯罪修正法（The Sexual Offences (Amendment) Act 1992）第2条

性犯罪により、犯人が訴追された後は、被害者を特定する報道はできない。

### ウ 少年司法及び刑事証拠法（The Youth Justice and Criminal Evidence Act 1999）第44条

18歳未満の被疑者、被害者、証人が特定される報道を規制している。ただし、刑事裁判所においては、裁判官の裁量により、児童の福祉を考慮しつつ、公開裁判とのバランスから、報道規制を緩めることを可能としている。

エ 少年司法及び刑事証拠法 (The Youth Justice and Criminal Evidence Act 1999) 第46条

成人が証人の場合には、本法により、犯罪の罪質、行為事情、証人の年齢、社会的・文化的背景、家庭環境、思想・信条等を考慮して、報道規制を科すか判断する。

オ 法廷侮辱法 (The Contempt of Court Act 1981) 第11条

被疑者、証人、被害者等事件関係者の氏名その他の事項について、裁判所は公判前の秘匿を命令できる。報道機関は、本命令により公表が認められないことについて、1988年刑事裁判法159条により控訴裁判所に上訴可能である。

※ただし、以上のイ～オによって報道規制が行われているものの、実際に報道する内容については報道各社が定める実務規範に任されているため、以下のような事例があった。

(事例) 実の父親による娘の強姦事件について、ある報道では、加害者の氏名を伏せた上で、加害者と被害者の関係を報道した。しかし、別の報道では、加害者と被害者の関係を伏せた上で、加害者の氏名を報道したため、事件が特定され、被害者の氏名等が明らかになった。

(3) ドイツにおける被害者情報について

ア 被害申告された情報について

ドイツにおいて、警察から被害者支援団体である白い環に対して、情報は直接伝達されず、被害者から白い環に連絡してもらう体制になっている。ドイツにおいては、ステッカーや電話帳などに、白い環の連絡先が記載されており、白い環の認知度は高いと思われる。

イ 起訴状の記載内容について

日本とドイツでは刑事訴訟の構造が異なることが前提であるが、ドイツの起訴状には、被告人の氏名、生年月日、住居、公訴事実等の他に、証拠の評価、証拠手段という項目があり、証拠手段として、証人(被害者)の氏名、住所も記載される。(刑訴法200条1項)

ただし、「性的虐待の被害者の諸権利を強化する法律」が制定され、子供及び少年の性的虐待の被害者保護の強化がされている。(詳細は、資料3-5参照)

ウ 証人保護（刑訴法58条a・247条a等）

ドイツでは、ビデオリンク方式による証人尋問が行われている。

特に、児童、性的犯罪などで傷つきやすい被害者については、ビデオリンクによる証人尋問の他に、取調べ段階で供述を保存し、公判では証人尋問しない方法がとられることもある。